

平成 21 年第 11 回大台町議会定例会会議録 (第 3 号)

1. 招集の年月日

平成 21 年 3 月 9 日 (月)

2. 招集の場所

大台町議会議場

3. 開 会

3 月 17 日 (火)

4. 出席議員

1 番	稲葉信彦君	2 番	田岡國彦君
3 番	堀江洋子君	4 番	中谷隆司君
5 番	小野恵司君	6 番	直江修市君
7 番	前川 裕君	8 番	中西康雄君
9 番	山本勝征君	10 番	大西慶治君
11 番	濱井初男君	12 番	前田正勝君
13 番	中谷治之君	14 番	廣田幸照君
15 番	森本泰典君	16 番	松原隆之助君

5. 不出席議員

な し

6. 出席議員数

16 名

7. 欠席議員

な し

8. 地方自治法第 121 条の規定により説明の為出席した者の職氏名

町長 尾田 武義 君

副町長 奈谷 道義 君

教育長 谷口 忠夫 君

総務課長兼財政調整課長 高西 立人 君

企画課長 東 久生 君

会計管理者 大瀬 恭信 君

住民課長 尾田 秀樹 君

福祉課長 鈴木 恒 君

税務課長 鈴木 好喜 君

建設課長 磯田 諱一 君

産業課長 寺添 幸男 君

生活環境課長 野呂 泰道 君

総合支所長 戸川 昌一 君

教育課長 上野 拓治 君

報徳病院事務長 尾田 薫 君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 中田 久壽陽君

司書記 北村 安子 君

10. 会議録署名議員の氏名

2番 上岡 國彦 君 3番 堀江 洋子 君

11. 町長提出の議案の題目

議案第54号 平成20年度大台町一般会計補正予算(第15号)

議案第55号 平成20年度大台町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

議案第56号 平成20年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)

議案第57号 平成20年度大台町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)

議案第58号 平成20年度大台町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)

議案第59号 平成20年度大台町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

議案第60号 平成20年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算(第4号)

議案第61号 平成20年度大台町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)

議案第62号 平成20年度大台町国民健康保険病院事業会計補正予算(第11号)

12. 議員提出の議案の題目

発議第11号 自主的な共済制度を新保険業法の適用除外とすることを求める意見書(案)

13. 議事日程

日程第1 議案第8号 大台町町道路線の認定について(舟木谷坂瀬線)

日程第2 議案第9号 大台町町道路線の認定について(多度支線)

■程第 3 議案第 10 号 大台町町道路線の認定について (大新田支線)

■程第 4 議案第 11 号 大台町町道路線の認定について (田沖 5 号支線)

■程第 5 議案第 12 号 大台町町道路線の変更について (神瀬宮ノ裏線)

■程第 6 議案第 13 号 大台町町道路線の変更について (神瀬宮ノ裏支線)

■程第 7 議案第 14 号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について (大台町茶研修工場)

■程第 8 議案第 15 号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について (大台町農林水産物直売施設 道の駅奥伊勢おおだい)

■程第 9 議案第 16 号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について (大台町林業生産活動準備拠点施設)

■程第 10 議案第 17 号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について (大台町ふるさとプラザ「もみ」館)

■程第 11 議案第 18 号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について (大台町森林総合利用施設大杉谷林間キャンプ場)

■程第 12 議案第 19 号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について (大台町民芸館)

■程第 13 議案第 20 号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について (大台町福祉センター)

■程第 14 議案第 21 号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について (大台町集落生活改善センター)

■程第 15 議案第 22 号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について (大台町共同作業場)

■程第 16 議案第 23 号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について (大台町公園)

■程第 17 議案第 24 号 栗谷川川に係る総合整備計画の策定について

■程第 18 議案第 25 号 大台町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

■程第 19 議案第 26 号 大台町水道施設整備事業評価委員会条例の制定について

■程第 20 議案第 27 号 大台町情報公開条例の一部を改正する条例について

■程第 21 議案第 28 号 大台町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

■程第 22 議案第 29 号 大台町営バス条例の一部を改正する条例について

■程第 23 議案第 30 号 大台町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

■程第 24 議案第 31 号 大台町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

■程第 25 議案第 32 号 大台町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正

する条例について

■程第 26 議案第 33 号 大台町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する

条例について

■程第 27 議案第 34 号 大台町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を

改正する条例について

■程第 28 議案第 35 号 大台町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

■程第 29 議案第 36 号 大台町税条例の一部を改正する条例について

■程第 30 議案第 37 号 大台町保育所設置条例の一部を改正する条例について

■程第 31 議案第 38 号 大台町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

■程第 32 議案第 39 号 大台町介護保険条例の一部を改正する条例について

■程第 33 議案第 40 号 大台町住宅新築資金等貸付事業基金条例を廃止する条例について

■程第 34 議案第 41 号 紀勢地区広域市町村圏協議会の廃止について

■程第 35 議案第 42 号 三重県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少に関

する協議について

■程第 36 議案第 43 号 三重県市町職員退職手当組合同約の変更に関する協議について

■程第 37 議案第 44 号 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組

合同約の変更に関する協議について

■程第 38 議案第 45 号 平成 21 年度大台町一般会計予算（委員長報告）

■程第 39 議案第 46 号 平成 21 年度大台町国民健康保険事業特別会計予算（委員長報告）

■程第 40 議案第 47 号 平成 21 年度大台町簡易水道事業特別会計予算（委員長報告）

■程第 41 議案第 48 号 平成 21 年度大台町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算（委員長報告）

■程第 42 議案第 49 号 平成 21 年度大台町老人保健事業特別会計予算（委員長報告）

■程第 43 議案第 50 号 平成 21 年度大台町介護保険事業特別会計予算（委員長報告）

■程第 44 議案第 51 号 平成 21 年度大台町生活排水処理事業特別会計予算（委員長報告）

■程第 45 議案第 52 号 平成 21 年度大台町後期高齢者医療事業特別会計予算（委員長報告）

■程第 46 議案第 53 号 平成 21 年度大台町国民健康保険病院事業会計予算（委員長報告）

■程第 47 請願第 1 号 自主的な共済を新保険業法の適用除外とする意見書を国に提出を求める

請願書

【第 3 号の追加】

■程第 1 議案第 54 号 平成 20 年度大台町一般会計補正予算（第 115 号）

■程第 2 議案第 55 号 平成 20 年度大台町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

■程第 3 議案第 56 号 平成 20 年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)

■程第 4 議案第 57 号 平成 20 年度大台町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 2 号)

■程第 5 議案第 58 号 平成 20 年度大台町老人保健事業特別会計補正予算 (第 2 号)

■程第 6 議案第 59 号 平成 20 年度大台町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

■程第 7 議案第 60 号 平成 20 年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算 (第 4 号)

■程第 8 議案第 61 号 平成 20 年度大台町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 2 号)

■程第 9 議案第 62 号 平成 20 年度大台町国民健康保険病院事業会計補正予算 (第 1 号)

【第 3 号の追加 2】

■程第 11 発議第 11 号 自主的な強制制度を新保険業法の適用除外とすることを求める意見書 (案)

【午前 9 時 00 分】

再開の宣言

○議長 (田西 康雄君)

定刻となりました。

ただいまから、平成 21 年第 11 回大台町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長 (田西 康雄君)

本日の議事日程は、お手元に配布しております議事

日程表のとおりです。

議案第 8 号の質疑～採決

○議長（田西 康雄君）

■程第 11 議案第 8 号「大台町町道路線の認定」

にて、「舟木谷坂瀬線」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「な」と呼ぶ声あり）

○議長（田西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「な」と呼ぶ声あり）

○議長（田西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 8 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 8 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議長（田西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議案第9号の質疑～採決

○議長（田西 康雄君）

■程第2 議案第9号「大台町町道路線の認定」

▼で、「多度支線」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

【 松 田 氏 挙手あり】

○議長（田西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

【 松 田 氏 挙手あり】

○議長（田西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 9 号を採決します。

この採決は、挙手で行います。

議案第 9 号は、原案のとおり決定することと賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○議長（田西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 9 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 10 号の質疑～採決

○議長（田西 康雄君）

日程第 3 議案第 10 号「大台町町道路線の認定に

ついて（大新田支線）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「な」との呼ぶ声あり）

○議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ 答 じ と 呼 答 声 あり ）

○議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 10 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 10 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 11 号の質疑～採決

○議長【中西 康雄君】

■程第4 議案第11号「大台町町道路線の認定に

ついて」（田中5号支線）を議題とします。

これからの質疑を行います。

質疑はありませぬか。

【答 〇 〇 呼称声あり】

○議長【中西 康雄君】

質疑がなくと認めます。

これで質疑を終わります。

これからの討論を行います。

討論はありませぬか。

【答 〇 〇 呼称声あり】

○議長【中西 康雄君】

討論がなくと認めます。

これで討論を終わります。

これからの議案第11号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議長【中西 康雄君】

挙手全員です。

したがって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 12 号の質疑～採決

○議長（中西 康雄君）

日程第 5 議案第 12 号「大台町町道路線の変更について

について（神瀬宮の裏線）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（いな なと呼ぶ声あり）

○議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（いな なと呼ぶ声あり）

○議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 12 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○議長（田西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

議案第13号の質疑→採決

○議長（田西 康雄君）

日程第3 議案第13号 大台町町道路線の変更について

にて、（神瀬宮ノ裏支線）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(田 西 氏 呼ぶ声あり)

○議長（田西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(16 回 11 分 呼ぶ声あり)

○議長 (田西 康雄君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 113 号を採決します。

この採決は、挙手で行います。

議案第 113 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○議長 (田西 康雄君)

挙手全員です。

したがって、議案第 113 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 114 号の質疑～採決

○議長 (田西 康雄君)

■程第 7 議案第 114 号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について (大台町茶研修工場)

■程第 8 議案第 115 号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について (大台町農林水産物直売施設 道の駅奥伊勢おおだ)

■程第 9 議案第 116 号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について (大台町林業生産活動準備拠点施設)

日程第 10 議案第 17 号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について (大台町ふるさとプラザ「もみぢ館」)

日程第 11 議案第 18 号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について (大台町森林総合利用施設大杉谷林間ギアゾフ村)

日程第 12 議案第 19 号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について (大台町民芸館)

日程第 13 議案第 20 号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について (大台町福祉センター)

日程第 14 議案第 21 号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について (大台町集落生活改善センター)

日程第 15 議案第 22 号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について (大台町共同作業場)

日程第 16 議案第 23 号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について (大台町公園)

を一括議題といたします。

日程第 7 議案第 14 号から日程第 16 議案第 23 号までについては、一括して提案説明がおりまされたので、これを一括して質疑があればお受けいたします。

質疑はおりません。

直江議員。

○6番 (直江 修市君)

議案第 17 号 大台町ふるさとプラザ「もみぢ館」。

先に指定管理者となっておられた方が、見直して戻って辞退されたということがあります。新しくまたおられる「もみぢの会」というところで施設管理を行っていただくというところであります。この施設は建設時に旧宮川村を観光立村ということで、村づくりを行っていくという中で、旧宮川村の人々にあります当該施設が建設されておりましたけれども、その人々に情報発信を目的として建てられたものであります。

先の指定管理者におきましても、飲食が主たる施設の内容のというものでありましたがけれども、合併を以て観光協会も4月の1日から道の駅のあたりに設けるというお話でありますけれども、もう旧宮川村のこの観光情報というものを踏まえては、「もみぢ館」でのというところを、受任者と協議をされたのが、その点を伺いたというふうに思われます。

この設置条例には、観光情報の提供及び特産物の普及、販売というところになっておるんですけども、この飲食なんがですね、もうこの特産物の普及販売というところで包含されるものなんですか、その

点を伺いたいというふうに思いますが、

で、今度指定管理者となる会においても、引き続き飲食ですね、食堂的なこともされるんか、会員さんの名簿が出てまじけども、さらにどういった飲食提供できるという、いわゆる有資格者が見えるんかですね、そこを伺います。

○議長（田西 康雄君）

産業課長。

○産業課長（寺添 幸男君）

直江議員のご質問にお答えさせていただきます

この施設につきましては、議員ご指摘のように旧宮川郷の観光立村の、いわゆる中心的な施設として運営してきておりました。それによりまして、観光情報の提供、特産物の販売、それから飲食の提供というものを目的でやってきました。

大黒屋さんが2年少しやられたというところでございましたが、撤退したいということで、今回公募という形でさせていただきます。2団体の応募がございました。それで厳正な審査の結果、「ほろの会」という形に決めさせていただいたという経緯でございます。

合併しまして観光情報の部分ですね、基本的には今後高速道路の奥伊勢ハイウェイパークなり、道の駅が中心となると思っておりますが、しかしながら、旧宮川村の入口でございますので、この辺はやはり今後も地域情報を流していくという役割を果たしていただくということで、この辺は確認させていただきます。

特に、今回のまはろく「ほろの会」の皆様につきましては、ほとんどが所在地の下真手の方々が中心でございます。地域情報をよく存しておりましたので、この辺を大黒屋さん以上に今後は発信いただけたらと思っております。

それから、特産物の普及という部分に飲食も入っているかという見解がどうでございますが、ものづくりというものは飲食の提供、いわゆる加工品の提供いろいろの部門でできると思っております。その中で飲食の提供もこれは当然ではないかと、できるだけ地元のものを使っていたらいいと、

お米にする、いわゆる野菜にするですね、使ったものをここで提供すると、できたものを加工もしていただきましたという、したという希望もあるというのでございますので、そういうものも対応していただきたらというふうに思っております。

ということで、今後のメニューも引き続き飲食はさせていただけます。飲食をしないという経営的には非常に厳しい部分がございますので、そういう形になると思っております。

それから、メニューの中に飲食に長けているというが、許可的な部分で問題ないのかという点だと思いますが、飲食営業につきましては、特に後ほど保健所のほうに施設的な部分で、もともとみな町館が飲食営業していますので問題ないんですが、従事者の中では今後講習会等を行ってそれを達成できます。しかしながら、メニューの中には栄養士の免許を持っている方も見えるというのでございまして、一部の方はそれ専門でこの会員になられた方もございますので、産業課といたしましては、十分対応できるものだと考えております。以上です。

○議長（田西 康雄君）

直江議員。

○8番（直江 修市君）

条例の第5条で「もみぢ館」の利用時間は、次に掲げるとおりとするというところで、平日は午前8時半から午後6時、日曜・土曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日は、午前8時半から午後7時までとするというふうに、開館時間の設定がございまして、ただし、指定管理者は必要であると認めるときは、町長の承認において利用時間を変更することができるとございまして、今後の「もみぢ館」の管理運営にあたって、この利用時間などのほうになります。条例とおりというところでありまして伺います。

それから、観光協会が「もみぢ館」の管理運営にあたっておられたときは、たばこの自動販売機ですが、あれがありましたけれども、天黒屋さんが指定管理者になってから、その販売許可が得られなくなったというので、自販機が撤去されております。その件はどうなっておりますが、やはりこの喫煙は喫煙なので、販売機の売上というのをタバコの導入で減っておりますというわけでも、営業サインから見れば、

必要な販売物品だと思っておりますが、**パキソク**でも設置してあるようですから、そこは
どうなるかと。

○議長（田西 康雄君）

産業課長。

○産業課長（詩添 幸男君）

営業時間につきましては、条例に載っております時間を、まず厳守していただきたいというところでござ
います。これもですね、営業上の兼ね合いが当然出てきます。観光情報もしていただかなければい
けません。役場といたしましては、それこそ8時半、18時という平日、休日を11時間延ばすやり方
を是非お願いしたいんですが、そこは今のところ、これをお願いしたいというところで、最終決
定には至っておりませんが、役場といたしましては、この時間をまずは守っていただきたいというこ
とで、お願いしておりますところでございます。

それから、たばこの自販機、確かに観光協会をさせていただいたときにございましたが、未成年者
の喫煙のいろんな問題がございまして、目の届くところにして、いわゆる自販機が置けないと、前に
置いたところなりとも私どもの町からちょっと見えなるところに自販機があったというところで、大
黒屋に変わったときに、駄目という話がありました。それでもう大黒屋さんは諦めたというところ
なりまして、自販機を置けません。

というところで、今後、まだこの件につきましては、「ほろの会」の皆様の話をさせていただ
いておりますが、やはり今の日本たばこ産業さんの考え方に依りますと、自販機を置くのは難し
いかなど、あとは対面販売を一度検討するという形になっていくと思っております。

それから**パキソク**でも、11月の確か会社設立後に名古屋の財務省でしたかいな、
お邪魔させていただいて、直接交渉させていただきましたが、2月3月の確か今日が明日ごろには
は許可が下りるような形に2ヶ月ぐらいかかります。そんなことで、**パキソク**のほうも遅ればせな
から、これも対面販売しかやりません。自販機はタスポ導入で売上が落ちてますので、対面販売とい
う形になります。以上そのうちで今、考えておるところで、ご報告させていただきます。

【 田 西 康 雄 君 呼 ぶ 声 あり 】

○議長（田西 康雄君）

これをもって、議案第 14 号から議案第 23 号までの質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第 14 号の討論を行います。

討論はありませぬか。

【 田 西 康 雄 君 呼 ぶ 声 あり 】

○議長（田西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 14 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 14 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議長（田西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（田西 康雄君）

議案第 15 号の討論を行います。

討論はありませんか。

(1 分 0 秒 呼ぶ声あり)

○議長 (田西 康雄君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 15 号を採決します。

その採決は、挙手によりて行います。

議案第 15 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○議長 (田西 康雄君)

挙手全員です。

したがって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

○議長 (田西 康雄君)

議案第 16 号の討論を行います。

討論はありませんか。

(1 分 0 秒 呼ぶ声あり)

○議長 (田西 康雄君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 16 号を採決します。

この採決は、挙手で行います。

議案第 16 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○議長(中西 康雄君)

挙手全員です。

したがって、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

○議長(中西 康雄君)

議案第 17 号の討論を行います。

討論はありませんか。

(否 ありと発言あり)

○議長(中西 康雄君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 17 号を採決します。

この採決は、挙手で行います。

議案第 17 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○議長（田西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 17 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（田西 康雄君）

議案第 18 号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「な」と呼ぶ声あり）

○議長（田西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 18 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 18 号は、原案のとおり決定するのと賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○議長（田西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 18 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（田西 康雄君）

議案第 19 号の討論を行います。

討論はありませぬか。

（いな　　と　　呼ぶ声あり）

○議長（田西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 19 号を採決します。

この採決は、挙手によりて行います。

議案第 19 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○議長（田西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 19 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（田西 康雄君）

議案第 20 号の討論を行います。

討論はありませぬか。

（いな　　と　　呼ぶ声あり）

○議長（田西 康雄君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終わります。

議案第 20 号を採決いたします。

この採決は、挙手で行います。

議案第 20 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○議長（田西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 20 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（田西 康雄君）

議案第 21 号の討論を行います。

討論はありません。

（「な」と呼ぶ声あり）

○議長（田西 康雄君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終わります。

議案第 21 号を採決いたします。

この採決は、挙手で行います。

議案第 21 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○議長（田西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 21 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（田西 康雄君）

議案第 22 号の討論を行います。

討論はありませんか。

(込 け と 呼 ぶ 声 あり)

○議長（田西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 22 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 22 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○議長（田西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 22 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（中西 康雄君）

議案第 23 号の討論を行います。

討論はありませぬか。

【 無 声 あり 】

○議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 23 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 23 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 23 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 24 号の質疑～採決

○議長（中西 康雄君）

日程第 17 議案第 24 号 栗谷辺地に係る総合整備計画の策定について、を議題とします。

これからの質疑を行います。

質疑はありませぬか。

（ 答 へ ず 呼 ぶ 声 あり ）

○議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これからの討論を行います。

討論はありませぬか。

（ 答 へ ず 呼 ぶ 声 あり ）

○議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 24 号を採決します。

この採決は、挙手によりて行います。

議案第 24 号は、原案のとおり決定するに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 24 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 25 号の質疑→採決

○議長（田西 康雄君）

**■程第 18 議案第 25 号「大台町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について」を議題と
します。**

■これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「な」と呼ぶ声あり）

○議長（田西 康雄君）

質疑なしと認めます。

■これで質疑を終わります。

■これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「な」と呼ぶ声あり）

○議長（田西 康雄君）

討論なしと認めます。

■これで討論を終わります。

■これから議案第 25 号を採決します。

■の採決は、挙手により行います。

議案第 25 号は、原案のとおり決定することと賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○議長(田西 康雄君)

挙手全員です。

したがって、議案第 25 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 26 号の質疑～採決

○議長(田西 康雄君)

日程第 19 議案第 26 号「大台町水道施設整備事業評価委員会条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

(「な」と呼ぶ声あり)

○議長(田西 康雄君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

まず、原案に反対の発言を許可します。

【「な　　」と呼ぶ声あり】

○議長【田西 康雄君】

次に、原案に賛成の発言を許可します。

前田議員。

○12番【前田 正勝君】

本案は大台町が実施する水道施設整備事業の効率的な執行及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、この委員会を置くという事です。この度、多大な事業費をつぎやして、簡易水道統合を進めていくとなり、関連の予算も21年度予算にも計上されております。この事業のそれぞれの水道施設の水源については、この場では言えない、きわめて不安定な要因があると認識しております。

また、管路も施設後、数年経って老朽化もしております。これらの諸問題を解決すべく進み出さうとしております。ある説によりますと、人間の身体は70%くらい水でできているそうです。大台町はすべての町民の皆さんに安全・安心な水を一刻も早く提供していくという事です。この委員会でまさに真剣な議論を重ねられることを願ひまして、賛成の討論といたします。

○議長【田西 康雄君】

ほかありませんか。

【「な　　」と呼ぶ声あり】

○議長【田西 康雄君】

これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

この採決は、挙手で行います。

議案第26号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○議長（田西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

議案第27号の質疑→採決

○議長（田西 康雄君）

日程第20 議案第27号「大台町情報公開条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「な」と呼ぶ声あり)

○議長（田西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

【「な」と呼ぶ声あり】

○議長（田西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 27 号を採決します。

この採決は、挙手で行います。

議案第 27 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議長（田西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 27 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 28 号の質疑～採決

○議長（田西 康雄君）

日程第 21 議案第 28 号「大台町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

【「な」と呼ぶ声あり】

○議長（田西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

【いな　　と平声あり】

○議長（田西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 28 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 28 号は、原案のとおり決定するに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議長（田西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 28 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 29 号の質疑～採決

○議長（田西 康雄君）

日程第 22 議案第 29 号「大台町管外条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませぬか。

【 答 〇】と呼ぶ声あり】

○議長（田西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませぬか。

まず、原案に反対の発言を許可します。

堀江議員。

○3番（堀江 洋子君）

回数乗車券が平成 21 年 6 月 11 日をもちまして廃止となる改正内容が盛り込まれておりますので、反対をいたします。

○議長（田西 康雄君）

次に、原案に賛成の発言を許可します。

ほかにもありませぬか。

【 答 〇】と呼ぶ声あり】

○議長（田西 康雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第 29 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 29 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【多数挙手】

○議長（田西 康雄君）

挙手多数です。

したがって、議案第 29 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 30 号の質疑～採決

○議長（田西 康雄君）

日程第 23 議案第 30 号「大台町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」

についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

【「な」との回答あり】

○議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませぬか。

（「な」との拍手あり）

○議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 30 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 30 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○議長（中西 康雄君）

挙手多数です。

したがって、議案第 30 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 31 号の質疑～採決

○議長【中西 康雄君】

日程第 24 議案第 30 号「大台町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」
を議題とします。

これからの質疑を行います。

質疑はありませぬか。

【 な い と 呼 ぶ 声 あり 】

○議長【中西 康雄君】

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これからの討論を行います。

討論はありませぬか。

【 な い と 呼 ぶ 声 あり 】

○議長【中西 康雄君】

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これからの議案第 31 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 31 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議長【中西 康雄君】

挙手全員です。

したがって、議案第 31 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 32 号の質疑～採決

○議長（中西 康雄君）

日程第 25 議案第 32 号「大台町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ 答 〇 ）と呼ぶ声あり

○議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ 答 〇 ）と呼ぶ声あり

○議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 32 号を採決します。

■の採決は、挙手によって行います。

議案第 32 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○議長（田西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 32 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 33 号の質疑→採決

○議長（田西 康雄君）

日程第 26 議案第 33 号「大台町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「な」と呼ぶ声あり)

○議長（田西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「な　　」と呼ぶ声あり）

○議長（田西 康雄君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終わります。

これから議案第 33 号を採決します。

この採決は、挙手で行います。

議案第 33 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○議長（田西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 33 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 34 号の質疑～採決

○議長（田西 康雄君）

日程第 27 議案第 34 号「大台町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「な　　」と呼ぶ声あり）

○議長（田西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

【いな 〇と平声あり】

○議長（田西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 34 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 34 号は、原案のとおり決定するに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議長（田西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 34 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 35 号の質疑～採決

○議長【中西 康雄君】

挙手全員です。

したがって、議案第 35 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 36 号の質疑～採決

○議長【中西 康雄君】

日程第 29 議案第 36 号「大台町税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

【 否 〇 呼応声あり 】

○議長【中西 康雄君】

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

【 否 〇 呼応声あり 】

○議長【中西 康雄君】

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 36 号を採決いたします。

この採決は、挙手で行います。

議案第 36 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○議長（田西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 36 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 37 号の質疑→採決

○議長（田西 康雄君）

日程第 30 議案第 37 号「大台町保育所設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「な」と呼ぶ声あり)

○議長（田西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

【「な　　」と呼ぶ声あり】

○議長（田西 康雄君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終わります。

これから議案第 37 号を採決します。

この採決は、挙手で行います。

議案第 37 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議長（田西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 37 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 38 号の質疑～採決

○議長（田西 康雄君）

日程第 31 議案第 38 号「大台町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

【「な　　」と呼ぶ声あり】

○議長（田西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許可します。

直江議員。

○3番（直江 修市君）

介護保険におおむね保険料の限度額を9万円から10万円に改めるといふ改正内容であります。これは介護保険制度が4期目に入り、給付の3年間の推移を検討して、介護保険料は定められたわけですが、その保険料が引き上げられております。全国的におおむね相当の引き上げがなされたものと思っておりますけれども、その引き上げによりまして、9万円を超える被保険者が増えてくるというところで、国のほうはこの限度額を10万円に改めるといふことであります。保険料の引き上げが連動しまして、限度額も引き上げられるというところでありますので、反対いたします。

○議長（田西 康雄君）

次に、原案に賛成の発言を許可します。

（いな　　と発言あり）

○議長（田西 康雄君）

ほかありませんか。

(な な と呼ぶ声あり)

○議長 (田西 康雄君)

これで討論を終わります。

これから議案第 38 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 38 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(多数挙手)

○議長 (田西 康雄君)

挙手多数です。

したがって、議案第 38 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 39 号の質疑～採決

○議長 (田西 康雄君)

日程第 32 議案第 39 号「大台町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

直江議員。

○3番（直江 修市君）

介護保険条例の一部改正、これはですね保険料の値上げが主たる改正内容となっております。私、昨日の特別会計におきまして、質疑をいたしました。財政安定化基金の問題であります。三重県におきましては、46億円から47億円の現在高を有しておるといふ説明をいただきました。当然、この基金はですね、介護保険会計の運用上、不足が生じたりとかといふ場合に交付するとか、いふより目的を持った基金であります。

そこで、三重県におきまして基金をですね、利用されておる状況について伺います。9年間積み立てておられるわけで、本来は年度ごとですね、その利用状況を伺いたいのですが、トータルとして現在高にかかっていますね、利用状況どうなっておられるのかの説明を求めます。

○議長（田西 康雄君）

福祉課長。

○福祉課長（鈴木 恒君）

県内といふことで、利用状況を説明をさせていただければですが、これは貸付等の部分ばかりではありません。件数はわかりませんが、第1期の部分につきましては、積み立てが30億3,100万円ほど積み立てられておりました。貸付が5,800万円ほどであります。交付金といふことで保険料の納入について予定がされないといふが、保険料の納入に不足が生じた場合に交付される交付金ですが、それが517万1,000円ほどあります。基金1期で59億7,400万円といふよりなことでございまして、2期には、やはり1期の部分の話をしております。2期の部分はそのよりなことから推移があります。第3期には、これは単年度ですが、18年度部分が資料がございませんので申し上げないんですが、積立金が3億2,147万4,800円ほどあります。貸付が交付金なしで、償還が2億3,337万円ほどあります。この間言いました残高として35億2,611万1,000円の金が、18年度末の基金残高といふよりなっております。はい、以上です。

○議長（田西 康雄君）

何かありませんか。

直江議員。

○6番（直江 修市君）

金額的に説明されただけでも、私の求めているのは率なんです。基金に対してどれだけ交付額があるか、何パーセント交付と、あと貸し付け、そして貸し付けの基金に対する率、利用率。

○議長（田西 康雄君）

質疑の途中ですが、しばらく休憩します。

再開は9時50分といたします。

（午前 9時 42分）

○議長（田西 康雄君）

定刻となりましたので、休憩前に引き続き質疑を再開をいたします。

（午前 9時 50分）

○議長（田西 康雄君）

福祉課長。

○福祉課長（鈴木 恒君）

よろしくありません。第2期の末のほうのことですとさせていただきますと、貸付率が9.1%、それから交付金が0.02%のほうになります。0.02%。はい、のほうで、大きくお願ひします。

○議長（中西 康雄君）

ほかに、直江議員。

○3番（直江 修市君）

今、説明をされたほうで、基金の利用状況9.1、0.02%のほうで、非常に利用頻度が低い、これは全国的に見ても三重県かなり低位にあると思っております。それだけ3期貯めてきたお金がですね、当初の目的であったものが、それほど必要性がないとかが、これは実証私されておると思っておりますね。

当然、4期目に入ると、保険料上げやんならんど、激変緩和もせんならんどいうような状況にありなからですね。この基金の運用について非常に留意されていないとかがですね、判明したと思っておりますね。やはりこの基金をですね、II号被保険者の保険料軽減のために使っていく方策が、私求められておると思っておりますので、関係者に言うて、強くですね主張されるべきだとおもうので、見解を求めたい。

○議長（中西 康雄君）

福祉課長。

○福祉課長（鈴木 恒君）

ある部分についてはですね、財政課安定化基金の適切な規模というところで、実は昨日はいろいろ手元になかったんですけども、会計検査院のほうからですね、そのいろいろ形の縮小といういろいろなことではあるとありますが、いろいろわかりましたので、そのいろいろことも含めて、我々としては基金の縮小というほうに向けて、いろんな部分は活動していきたいと言いますが、上のほうへ申し上げていきたいというふうには感じしております。はい。

○議長（中西 康雄君）

ほかありませんか。

（「な」と呼ぶ声あり）

○議長（中西 康雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許可します。

直江議員。

○3番（直江 修市君）

議案第39号に反対をいたします。

さきほど担当課長が基金の現在高について、会計検査院からですね、縮減を求める意見があったという説明がございました。この会計検査院の意見について、私、昨日紹介した本の中ではね、そのい

の指摘はおかしく、むしろこの基金をね、有効に利用するといふことを進めるべきだといふことで、昨日の先生が書かれておる本の中には、今、会計検査院の意見妥当なよりな判断されておるよりですけれども、その判断は間違いないといふことを言われておられます。

で、4期目に入ります介護保険制度なんですけれども、この間、保険料あつて介護なるといふことが言われておられます。給付がどんどん利用がですね、落ちてきておるといふことなんです。

今度4期目に入つて、11号被保険者の保険料でまた上げると、給付が落ちてきておるのに上げると、堀江議員からもありましたように、認定の見直しもされると、ますますですね、私は利用といふものが減少して行くといふふうに想定します。したがつて、給付増を前提とした保険料の値上げを内容としておられます。この議案に対して反対をいたします。

○議長（田西 康雄君）

次に、原案に賛成の発言を許可します。

（いな 叫ぶ声あり）

○議長（田西 康雄君）

ほかにもありませんか。

（いな 叫ぶ声あり）

○議長（田西 康雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

この採決は、挙手に基づいて行います。

議案第39号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（多数挙手）

○議長【中西 康雄君】

討論なすと認めます。

これで討論を終わります。

これが議案第40号を採決します。

この採決は、挙手で行います。

議案第40号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議長【中西 康雄君】

挙手全員です。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

議案第40号の質疑～採決

○議長【中西 康雄君】

日程第34 議案第40号「紀勢地区広域市町村圏協議会の廃止について」を議題とします。

これが質疑を行います。

質疑はありますか。

大西議員。

○10番【大西 慶治君】

40号であります。9日の日程の理由をお聞きいたしました。その時点におきまして、この廃

正条例についてでありますけれども、1枚めくられてもその別紙についてでありますけれども、別紙におけるお隣の相手方の大紀町の町長さんの名前が、今日の12日で終わっておりますので、現在、谷川町長に変わっておりますが、これを議決することによって、こちらの別紙に対する影響はないのか、お伺いをいたします。

○議長（田西 康雄君）

企画課長。

○企画課長（東 久生君）

この名前につきましては、提出の時期が3月の9日というところで、その当時柏木町長さんでございましたので、何ら問題はないというところでございます。以上です。

○議長（田西 康雄君）

ほかありませんか。

（「な」と呼ぶ声あり）

○議長（田西 康雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「な」と呼ぶ声あり）

○議長（田西 康雄君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

この採決は、挙手で行います。

議案第40号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○議長（田西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

議案第42号の質疑～採決

○議長（田西 康雄君）

日程第35 議案第42号「三重県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「な」との発言あり）

○議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませぬか。

（ ouchi ouchi と呼ぶ声あり ）

○議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終わります。

これから議案第 42 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 42 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 42 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 43 号の質疑～採決

○議長【中西 康雄君】

日程第 36 議案第 43 号 三重県市町職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

これからの質疑を行います。

質疑はありませぬか。

【答 〇 〇 呼称あり】

○議長【中西 康雄君】

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これからの討論を行います。

討論はありませぬか。

【答 〇 〇 呼称あり】

○議長【中西 康雄君】

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これからの議案第 43 号を採決します。

この採決は、挙手によりて行います。

議案第 43 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議長【中西 康雄君】

挙手全員です。

したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

議案第44号の質疑～採決

○議長（田西 康雄君）

日程第37 議案第44号「三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約の変更に関する協議について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

直江議員。

○3番（直江 修市君）

共同処理する事務の変更ということで、物品及び業務委託にかかる入札参加資格申請の受付付け及び審査の共同化に関する事務を、追加するという改正内容でありますけれども、これは例えば大台町においては、この追加によってどういったことになるのかですね、また三重県下においてはどうなるのかですね、その点を伺いたいのというふうに思います。

どういった追加の必要性が出てきた背景、理由ですが、その点につきましても伺いたいのと思います。

○議長（田西 康雄君）

総務課長。

○議長（中西 康雄君）

総務課長。

○総務課長兼財政調整課長（高西 立人君）

今年度ですね、共同化をいたしますので、予算措置が必要になってきます。21年度につきましては、共同参加でございますので27万2,399円が必要になってきます。22年度からでございますのは、9万3,281円というところで、これはもうずっと経費でございますので、現在のところ23年、24年というところで、この9万3,000円ぐらいが必要になってきます。以上でございます。

○議長（中西 康雄君）

ほかありませんか。

ありませんか。

【答 〇と呼称あり】

○議長（中西 康雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

【答 〇と呼称あり】

○議長（中西 康雄君）

討論なしと認めまし。

これにて討論を終わりました。

これが議案第 44 号を採決します。

この採決は、挙手で行います。

議案第 44 号は、原案のとおり決定することと賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○議長【中西 康雄君】

挙手全員です。

したがって、議案第 44 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 45 号～議案第 53 号の委員長報告～採決

○議長【中西 康雄君】

日程第 38 議案第 45 号 平成 21 年度大台町一般会計予算

日程第 39 議案第 46 号 平成 21 年度大台町国民健康保険事業特別会計予算

日程第 40 議案第 47 号 平成 21 年度大台町簡易水道事業特別会計予算

日程第 41 議案第 48 号 平成 21 年度大台町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

日程第 42 議案第 49 号 平成 21 年度大台町老人保健事業特別会計予算

日程第 43 議案第 50 号 平成 21 年度大台町介護保険事業特別会計予算

日程第 44 議案第 51 号 平成 21 年度大台町生活排水処理事業特別会計予算

日程第 45 議案第 52 号 平成 21 年度大台町後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第 46 議案第 53 号 平成 21 年度大台町国民健康保険病院事業会計予算

を一括議題とします。

日程第 38 議案第 45 号 及び、日程第 46 議案第 53 号 まで、総務教育民生常任委員会に付託し、お手元に配布のとおり委員会審査報告書が提出されておりますので、事務局長から朗読させていただきます。

議会事務局長。

議会事務局長（田田久壽陽君）朗読

○議長（田西 康雄君）

次に、委員長報告を求めます。

松原委員長。

○総務教育民生常任委員長（松原隆之助君）

去る 3 月 9 日の第 11 回定例会において、総務教育民生常任委員会に付託されました、議案第 45 号 平成 21 年度大台町一般会計予算及び、議案第 53 号 平成 21 年度大台町国民健康保険病院事業会計予算 について、3 月 13 日・14 日の両日、産業建設常任委員の皆さまと交え、連合審査を実施しました。

審査会では、各会計決算について各委員より質疑が出され、熱心、かつ慎重に審査がなされ、13 日、午後 3 時 29 分に全審査を終了いたしました。

同日、引き続き総務教育民生常任委員会を開き、討論、採決を行ったところ、議案 45 号 については、障害者のカーブスに原則 11 割の利用負担を課し、障害者の生活と事業所の経営に深刻な打撃を与えている障害者自立支援法に基づき予算が計上されていること、また高齢者のための制度である後期高齢者医療制度広域連合への負担金が計上、並びに国民保護法に基づき国民保護協議会運営への関連予算、人権教育推進指導員予算がそれぞれ予算計上されていることなどにより反対の討論がありました。

また、介護にかかっている人たち、念願の福祉車両購入経費、町道神瀬宮の裏線道路改良工事費、人権に関する思いやり予算、町道新田線排水改良工事費が計上されていることから、賛成討論があり、採決の結果、賛成多数で可決されました。

議案第 46 号 については、賛成、反対の討論もなく、賛成多数で可決されました。

議案第 47 号につきましては、安心・安全の水の供給に向けて、大台地域の簡易水道事業が具体的に動き出したことに対して、賛成討論があり、採決の結果、全員賛成で可決されました。

議案第 48 号につきましては、賛成、反対の討論もなく、全員賛成で可決されました。

議案第 49 号につきましては、賛成、反対の討論もなく、賛成多数で可決されました。

議案第 50 号につきましては、介護保険料が値上げされること、要介護認定の見直しによって、要介護調査と認定の仕組みが変更となり、実態が反映されず、軽度の判定になってしまふ恐れがあることから、反対討論がありました。賛成多数で可決されました。

議案第 51 号につきましては、賛成、反対の討論もなく、全員賛成で可決されました。

議案第 52 号につきましては、一時的な負担軽減措置を行っても、保険料は上がり続けていることが反対の討論がありました。賛成多数で可決されました。

議案第 53 号につきましては、賛成、反対の討論もなく、全員賛成で可決されました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（田西 康雄君）

ただいまの委員長報告は、各予算案件について、一括して報告がありましたので、これを一括して質疑があればお受けいたします。

質疑はありませんか。

（「お ー」と呼ぶ声あり）

○議長（田西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 45 号から、議案第 53 号までの委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第 45 号「平成 20 年度大台町一般会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「お ー」と呼ぶ声あり）

○議長（田西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 45 号を採決いたします。

この採決は、挙手で行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第 45 号は、委員長の報告のとおり決定することと賛成の方は、挙手願います。

（多数挙手）

○議長（田西 康雄君）

挙手多数です。

したがって、議案第 45 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（田西 康雄君）

議案第 46 号「平成 20 年度大台町国民健康保険事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「な」と呼ぶ声あり）

○議長（田西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第46号を採決します。

この採決は、挙手で行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第46号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(多数挙手)

○議長（田西 康雄君）

挙手多数です。

したがって、議案第46号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（田西 康雄君）

議案第47号「平成21年度大台町簡易水道事業特別会計予算の」の討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許可します。

直江議員。

○3番（直江 修市君）

水道料金がですね、合併協議におきまして大台町に合わせるというところで、宮川の皆さん方は超過料金が70円から1150円に引き上げられる。21年度でこれで調整がなされたというところであります。

私、旧宮川村のときに、150円で1,500円という基本料金をおきまして、1150円以下の世帯が多くと、11人世帯等が多というところで、基本料金の見直しを求めたことがございます。皮肉にもですね合併をしまして、この面は改善を見たが、1100円、1,000円というところで、その世帯が30%あるというところであります。3割からですね、これよりも旧大台町民の世帯も入っているとは思いますが、旧宮川村でも確かに1100円以下が多かったというところがございます。

それで、そこは改善を求めたけれども、今、家族の多いとこが子育て世帯におきましては、これなもう当然30・なと40・は使用するというところで、超過料金の値上げで負担増になっておるのは間違いないというふうに思います。

私は、合併時の選挙におきまして公共料金の値上げ、合併になってもされないうちに頑張りますと公約をして当選をさせていただきましたので、この21年度の予算、これで20円ですね、前年度比較しまして20円の値上げというところでありますので、反対したいと思います。

○議長（中西 康雄君）

次に、原案に賛成の発言を許可します。

前田議員。

○12番（前田 正勝君）

賛成の立場から討論いたします。

この特別会計予算には、いわゆる合併して、旧宮川村と合併して良かったなど、合併は良かったなというところが、この予算書にも明示されております。それはいろいろいことが言いますが、この予算書の中には市町村合併支援交付金も出ております。ほかにもありますが、一部その宮川の綺麗を水が統合計画の中で提供されるという地域もあります。それで、この予算については賛成したいと思います。

○議長（中西 康雄君）

次に、原案に反対の発言を許可します。

（いな　　と発言あり）

○議長（田西 康雄君）

次に、原案に賛成の発言を許可いたします。

前川議員。

○7番（前川 怜君）

議案第47号の賛成討論をいたします。

本年度の施政方針で、安全で良質な水の安定供給を基本に、町長は大変厳しい財政状況下ではありますが、簡易水道統合整備事業の早期完了を目指し、より一層簡易水道事業の整備推進に取り組ますと表明されました。

宮川地区については、平成12年度から東部簡易水道事業に取り組み、本年度でもこの事業が完了となり、宮川地域の簡易水道施設のすべての整備が終了したことになると思っております。

そこで、合併以前から大台地域は水源即水量不足をはじめ、施設の老朽化等課題を抱えている現状でございます。宮川村との合併により、良質な水の供給安定を期待してきたところであります。大台町簡易水道基本計画が策定され、22年度より工事着手するため、大台町簡易水道統合事業にかかる簡易水道許可変更設計委託業務をはじめ、南勢水道からの受水に伴う三重県企業庁南勢水道事業給水対象区域拡大による変更許可にかかる負担金等に要する経費を計上されております。具体的に動き出したことは大変有り難いこととさせていただきます。町の将来の100年の計として、新しいまちづくりの石杖となることを確信し、賛成討論をいたします。

○議長（田西 康雄君）

次に、原案に反対の発言を許可いたします。

（ 空 白 の 呼 び 声 ）

○議長（田西 康雄君）

次に、原案に賛成の発言を許可します。

濱井議員。

○III番（濱井 初男君）

私も賛成の立場から発言をさせていただきます。

今回のこの予算書につきましては、大変この厳しい財政状況下でございますが、この中で簡易水道総合整備事業の早期完了を目指すという前提で、まず今年はこの総合整備事業のスタートの年として、大台町簡易水道総合整備事業にかかる簡易水道認可変更設計委託業務、南勢水道からの受け入れに伴う三重県企業庁南勢水道事業給水返還に伴います変更認可にかかる負担金が計上されております。

また、そのほかにも現状の簡易水道等の修理等、生活に必要な部分につきましては網羅されておる予算書案と考えるので、賛成の立場から発言を述べさせていただきます。以上でございます。

○議長（田西 康雄君）

ほかには討論ございませんか。

【 答 へ と 呼 び 声 あり 】

○議長（田西 康雄君）

これで討論を終わります。

議案第47号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長のご報告は可決です。

議案第47号は、委員長のご報告のとおり決定するのと賛成の方は、挙手願います。

【多数挙手】

○議長（田西 康雄君）

挙手多数です。

したがって、議案第 47 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（田西 康雄君）

議案第 48 号「平成 20 年度大台町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「な」と呼ぶ声あり）

○議長（田西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 48 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第 48 号は、委員長の報告のとおり決定することと賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○議長（田西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 48 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（田西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 50 号を採決いたします。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第 50 号は、委員長の報告のとおり決定することと賛成の方は、挙手願います。

（多数挙手）

○議長（田西 康雄君）

挙手多数です。

したがって、議案第 50 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（田西 康雄君）

議案第 51 号「平成 21 年度大台町生活非水処理事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許可いたします。

直江議員。

○6 番（直江 修市君）

議案第 51 号 生活非水処理事業特別会計予算、21 年度から合併処理浄化槽並びに下水道事業にお

きまして、負担金加入金が15万円導入されました。私この旧宮川村の地域を考えた場合、合併処理浄化槽の区域におきまして、進捗率50%という状況の中で、負担金の導入がですね、大きな障害となっていて、水洗化が必要とされておりまして高齢者の方々の世帯において、生活改善がされにくくなるものというふうに思いますので、本予算案に反対をいたします。

○議長（中西 康雄君）

次に、原案に賛成の発言を許可します。

（「な」と呼ぶ声あり）

○議長（中西 康雄君）

ほかありませんか。

（「な」と呼ぶ声あり）

○議長（中西 康雄君）

これで討論を終わります。

議案第511号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第511号は、委員長の報告のとおり決定するのと賛成の方は、挙手願います。

（多数挙手）

○議長（中西 康雄君）

挙手多数です。

したがって、議案第 51 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（田西 康雄君）

議案第 52 号「平成 21 年度大台町後期高齢者医療事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

【 否 〇 と 平声あり 】

○議長（田西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 52 号を採決します。

〇の採決は、挙手で行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第 52 号は、委員長の報告のとおり決定する〇と賛成の方は、挙手願います。

【多数挙手】

○議長（田西 康雄君）

挙手多数です。

したがって、議案第 52 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（田西 康雄君）

議案第 53 号「平成 20 年度大台町国民健康保険病院事業会計予算」の討論を行います。

討論はありませぬか。

(無 声 あり)

●議長 (田西 康雄君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 53 号を採決いたします。

この採決は、挙手によりて行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第 53 号は、委員長の報告のとおり決定するのと賛成の方は、挙手願います。

(多数挙手)

●議長 (田西 康雄君)

挙手多数です。

したがって、議案第 53 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

請願第 11 号の質疑～採決

●議長 (田西 康雄君)

日程第 47 請願第 11 号「自主的な共済を新保険業法の適用除外とする意見書を国に提出を求める請願書」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(1分 0秒 呼ぶ声あり)

○議長 (田西 康雄君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(1分 0秒 呼ぶ声あり)

○議長 (田西 康雄君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第 11 号の採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

請願第 11 号を採択するのと賛成の方は挙手を願います。

(多数挙手)

○議長 (田西 康雄君)

挙手多数です。

したがって、請願第 11 号は、採択とすることに決定いたしました。

○議長（中西 康雄君）

暫時休憩いたします。

（午前 10 時 28 分）

（休憩中に追加議案を配布する）

○議長（中西 康雄君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前 10 時 29 分）

○議長（中西 康雄君）

しばらく休憩いたします。

再開は 10 時 45 分といたします。

（午前 10 時 29 分）

○議長（中西 康雄君）

定刻となりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10 時 45 分）

議案第 44 の答弁内容の訂正

○議長【田西 康雄君】

議案第 44 号の三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約の変更に関する協議についての質疑の中で、直江議員の質疑に対する答弁の中で、数字に誤りがございました。総務課長より、訂正の申し入れがございましたので、認めます。

総務課長。

○総務課長兼財政調整課長【高西 立人君】

大変申し訳ございません。

さきほど自治会館組合の経費の件で、直江議員さんからご質問いただきました。私ちも当初、初年の経費でシステム開発料を合算するのを忘れましましたので、訂正させていただきます。

初年度につきましては、82 万 18 円となっております。82 万 18 円でございます。その後の経費といたしましては 9 万 3,000 円でございますが、システム開発費を合算するのを忘れましましたので、どうも大変失礼いたしました。以上でございます。

○議長【田西 康雄君】

議案第 44 号の三重県自治会館組合の共同処理する事

直江議員、今の訂正についてよろしいですか。

○3 番【直江 修市君】

はい。

日程の追加について

●議長（田西 康雄君）

お諮りします。

ただいまお手元に配布しました議案書のとおり、町長から議案第54号から議案第62号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第9として、直ちに議題としたらと思います。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

●議長（田西 康雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第54号から議案第62号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第9として、直ちに議題とすることに決定しました。

議案第54号の日程一採決

●議長（田西 康雄君）

追加日程第1 議案第54号「平成20年度大台町一般会計補正予算（第10号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長兼財政調整課長（高西 八人君）

議案第 54 号 平成 20 年度一般会計補正予算（第 15 号）について、提案理由のご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、各事業の精算による増減と、国の 2 号補正予算にかかる地域活性化、生活対策臨時交付金事業、定額給付金事業及び子育て応援特別手当交付金事業の計上が主で、歳入歳出それぞれ 5 億 3,024 万 3,000 円を増額し、総額 82 億 3,375 万 3,000 円としました。

第 2 表では予算の繰越を、第 3 表では地方債の補正を提案させていただいております。

なお、第 2 表繰越明許費の提案理由につきましては、後ほど担当課長よりご説明申し上げます。

まず、歳出からその主なものにつきましてご説明申し上げます。

人件費につきましては、それぞれの目での説明は省略させていただき、ごとごとごとご説明をさせていただきます。職員給料 1,363 万 4,000 円、期末勤勉手当 360 万 9,000 円、時間外勤務手当 42 万円、特別職期末手当 90 万 3,000 円及び職員共済組合負担金 405 万 8,000 円などを減額する一方で、児童手当 4 万 5,000 円を増額いたしました。総額では 2,930 万 4,000 円の減額となります。なお、職員給料等の人件費を大きく減額しておりますのは、育児休業中の職員の給料を見込んでおりますことが、主な要因でございます。

2 款総務費、29 ページから 39 ページにおける一般管理費では、条例規則等の改正が多く、法規道録代 255 万円と郵便料金代 100 万円を増額しましたが、総額では 32 万 11,000 円の増額でございます。

財産管理費、31 ページでは、各種基金の利子が確定したごとの理由で、目的基金の積立金をそれぞれ増額し、総額では 11 億 4,463 万 3,000 円の増額でございます。

財政調整基金につきましては、11 億 4,403 万 4,000 円を増額いたしましたので、予算ベースでの財政調整基金残高は 111 億 4,267 万 8,000 円でございます。

企画費 33 ページでは、人材育成研修費補助金を 27 万 3,000 円増額しております。諸費、34 ページでは、防犯灯の雷灯料 3 万円、防犯灯雷灯補助金 25 万円を増額いたしました。

一方、町税過誤納還付金につきましては、税源移譲に伴う住民税の減額措置による還付が少なからため、1,000 万円を減額し、総額では 969 万円の減額でございます。

情報化推進費、35 ページでは、地域活性化生活対策臨時交付金事業として、行政チャンネルの地上デジタル放送システム負担金 1,500 万円を計上しており、翌年度への繰り越しをお願いいたします。

これは2011年7月にアナログ電波による放送ができなくなったことへの対応として、アナログ行政チャンネルを地上デジタルチャンネルへと切り替えるための負担金でございます。

定額給付金につきましては、家計の生活支援と、地域経済の活性化のために実施される定額給付金11億7,325万6,000円を計上いたしました。これに関連する事務費については、すでに補正予算で予算化されており、この事務費と合わせて11億8,465万6,000円翌年度へ繰り越しをさせていただきます。

以上、総務費総額では3億1,245万6,000円の増額でございます。

3款民生費、40ページから47ページの社会福祉総務費では、住宅新築資金等貸付事業特別会計繰出金1179万5,000円を増額いたしました。総額では、306万7,000円の減額でございます。

老人福祉費、40ページでは、施設への入所数の減により、老人保護措置費500万円を減額を含め、総額で721万円を減額いたしました。

障害者福祉費、41ページでは、身体障害者補装具給付費50万円、重度障害児日常生活用具給付事業費などの増額と、他の減額合わせて総額では14万5,000円の増額でございます。

社会福祉医療費、43ページでは、老人保健特別会計における医療給付費の減額により、老人保健特別会計繰出金637万8,000円を減額いたしました。

介護保険費、後期高齢者医療費でもそれぞれ248万4,000円、550万4,000円の繰出金の減額をしております。

児童福祉総務費44ページでは、三瀬谷地区統合保育所事業にかかるものが主で、総額4,387万6,000円を減額いたしました。

子育て応援特別手当費、47ページにつきましては、多子世帯の幼児教育子育ての負担を配慮する観点から、生活対策として子育て応援特別交付金522万円を計上いたしました。これに関連する事務費については、すでに補正予算で予算化されており、この事務費と合わせて539万1,000円を翌年度へ繰り越しをさせていただきます。

民生費総額では7,245万2,000円の減額でございます。

4款衛生費、47ページから51ページの保健衛生総務費では、地域活性化生活対策臨時交付金事業として、新型インフルエンザ対策用防護マスクなどの感染症対策消耗品249万円と、報徳病院職員退職手当組合特別負担金補助金を、747万6,000円計上いたしました。これは病院職員の勸奨退職に伴い特別負担金でございます。総額967万5,000円の増額でございます。

なお、感染症対策事業249万円については、翌年度への繰り越しをお願いいたします。

環境衛生費、48ページでは、粗大ごみの持ち込み範囲を大台町全域に広げたにもかかわらず、その

量が少なかつたため、粗大ごみ持ち込み手数料 75 万円、ごみ集積場清掃委託料 237 万 5,000 円などを減額いたしました。

また、生活排水処理事業特別会計繰出金 711 万 3,000 円を減額するなど、総額 1,083 万 7,000 円の減額でございます。

なお、生活排水路整備工事実施設計業務委託事業 312 万 9,000 円につきましては、翌年度へ繰り越すさせていただきます。

簡易水道整備費、48 歳一ツでは、簡易水道特別会計繰出金 550 万 5,000 円を減額いたしました。

衛生費総額では、1,848 万 7,000 円の減額でございます。

5 款農林水産業費、51 歳一ツから 54 歳一ツの農業振興費では、3 月末までの有害駆除に対して有害鳥獣捕獲報償金 40 万円と、獣害防除施設設置補助金 40 万円を増額いたしました。

農地費、52 歳一ツでは、長ケ地区基盤整備促進事業などの事業の精算により、2,783 万 5,000 円を減額いたしました。

町有林管理費、53 歳一ツでは、町有林施業実施委託料 689 万 3,000 円と、公園造林管理費の緑資源機構造林施業委託料 601 万円の減額につきましては、請けである認定林業事業体との事業調整によるものでございます。

治山費では、岩井地区流末水路測量設計業務委託料 22 万円を追加いたしました。なお、県営治山付帯工事につきましては、1,322 万円を繰り越させていただきます。

未整備森林公的整備事業費、54 歳一ツでは、未整備森林緊急公的整備導入フェーズ事業委託料 271 万 8,000 円を追加し、既存予算と合わせて 751 万 5,000 円を繰り越させていただきます。

農林水産業費総額では 3,876 万 1,000 円の減額でございます。

6 款商工費、55 歳一ツの観光費では、高槻市町村等地域づくり支援事業にかかる観光情報発信事業で、奥伊勢パークウェイ運営施設情報発信用備品購入費を 38 万 4,000 円減額し、電話の引き込みにかかる通信運搬費などに振り替えました。また、もみじ館の調理用備品購入費 15 万円を計上いたしました。

商工費総額では、5 万 7,000 円の減額でございます。

7 款土木費、56 歳一ツから 60 歳一ツの土木総務費から橋梁維持費までについては精算による増減でございます。

なお、道路新設改良費、57 歳一ツの町道真砂線道路新設工事につきましては、用地の所有者の理解が得られなかったため、計画を断念し、予算から減額をいたしました。

また、町道神瀬南田線道路改良事業につきましては、1,212 万 7,000 円を繰り越させていただきます。

です。

橋梁新設改良費、59 ページでは、地方道路交付金事業の精算により、深谷橋耐震設計業務委託を認めとする委託料 1,337 万 9,000 円を減額し、52 ページに江原橋耐震補強工事 1,140 万 5,000 円を減額する一方、大滝橋耐震補強工事 2,533 万円を追加しました。総額で 114 万 2,000 円の増額でございます。

なお、新宮川橋橋梁整備事業、落滝橋耐震補強事業及び大滝橋耐震補強事業につきましては、それぞれ 4,094 万円、1,725 万円、2,591 万円を繰り越していただきます。

土木費総額で 3,191 万円 1,000 円の減額でございます。

8 款消防費、31 ページから 33 ページの防災費、32 ページでは地域活性化生活対策臨時交付金事業として、防災行政無線戸別受信機整備工事管理業務委託料 230 万 8,000 円、防災行政無線戸別受信機整備工事 3 億 3,384 万 3,000 円、及び防災行政無線移動系の購入費、1,363 万 5,000 円を追加いたしました。これらにつきましては、全額翌年度へ繰り越していただきます。

また、雷線埋設後の軟弱地盤対策などのために、防災行政無線始神高田継局雷線埋設工事 2,300 万円を増額し、防災費総額では 3 億 4,519 万 3,000 円の増額でございます。

なお、この防災行政無線始神高田継局雷線埋設工事には、国の 11 号補正による地域活性化緊急安心実現総合対策交付金 1,480 万 3,000 円を充当しており、これにつきましては 4,300 万円の繰り越しをお願いいたします。

消防費総額では 3 億 3,700 万 7,000 円の増額でございます。

9 款教育費、33 ページから 70 ページでは、各事業の精算による増減を各項目に計上させていただきました。

なお、地域活性化生活対策臨時交付金事業として、小学校学校管理費、55 ページの修繕費 358 万 1,000 円、小学校施設整備設計委託料 206 万 8,000 円と、小学校施設整備工事 4,741 万円を、また、中学校学校管理費、57 ページの修繕費 110 万 9,000 円、中学校施設整備設計委託料 411 万 7,000 円と、中学校施設整備工事、1,390 万 5,000 円を計上いたしました。これは長年要望があったにもかかわらず、なかなか財源の手当ができていたものを、今回の事業で予算化したもので、全額翌年度へ繰り越していただきます。

教育費総額では 4,519 万 4,000 円の増額でございます。

11 款公債費、72 ページの元金につきましては、病院事業分 1,035 万 2,000 円を追加しております。これは平成 19 年度から 3 年間で限って、高金利の地方債について、補償金なしの繰上償還ができることに対応したものでございます。財源としていただくには減債基金を充当しております。

公債費総額では 14 万 9,000 円の減額でございます。

次に、これらの主な補正財源について説明申し上げます。

1 款町税、10 へーシにつきましても、滞納整理に取り組んでおられますものの、現下の厳しい経済状況から収納率がわずかに落ちていること、課税所得が当初算定の見込より少なかったことにより、個人現年課税分 1,000 万円を減額いたしました。一方、固定資産税につきましては、土地家屋の課税標準額が当初算定より伸びましたので 1,079 万 5,000 円を増額しております。

町税総額で 58 万 8,000 円の減額でございます。

3 款地方消費税交付金、11 へーシにつきましても、交付額の確定により 293 万 1,000 円を増額いたしました。

9 款地方交付税につきましては、12 月交付分について 1 億 522 万 8,000 円を増額しております。3 月交付分につきましては未定でございます。

11 款分担金及び負担金、12 へーシでは、事業費の増減に伴うものでございまして、総額では 262 万 8,000 円の減額でございます。

12 款使用料及び手数料、13 へーシから 14 へーシにつきましては、使用料で道路占用料 71 万 7,000 円などを増額いたしました。手数料につきましても、税務関係事務手数料 20 万 2,000 円などを減額する一方で、町税督促手数料 19 万 1,000 円などを増額いたしました。

使用料及び手数料総額では 81 万 4,000 円を増額でございます。

13 款国庫支出金、14 へーシから 17 へーシにつきましては、国庫負担金で被用者児童手当費負担金 197 万 3,000 円、公立小学校施設整備費負担金 228 万 5,000 円などを減額する一方で、補装具給付費負担金 25 万円などを増額いたしました。

国庫補助金では、国の 1 号補正による地域活性化緊急安全実現総合対策交付金 1,480 万 3,000 円、国の 2 号補正による地域活性化生活対策臨時交付金 2 億 5,381 万 5,000 円、合併推進体制整備費補助金 4,000 万円と、定額給付金給付事業費補助金 1 億 7,325 万 3,000 円、子育て応援特別手当交付金 522 万円、ふるさと地方道路整備事業交付金 1,700 万円、公立小学校施設整備交付金 3,358 万 3,000 円を増額いたしました。

合併推進体制整備補助金につきましては、合併後 10 年間の間に合併に伴う財政事情に対して措置される補助金で、大台町では 1 億 5,000 万円の補助金が増減額でございます。本年度につきましては、補助金交付用請の決定通知がございましたので、今回補正をさせていただきます。防災行政無線整備事業に充当しております。

また、地方道路整備事業交付金の増額は、補助率が 55% から 65% に増えたことによるものでござい

ます。また公立小学校施設整備交付金についても、交付額の確定により今回計上いたしました。

国庫支出金総額では、5億8,048万11,000円の増額でございます。

14款県支出金、17ページから21ページは、主に事業の精算による増減でございますが、県補助金の市町村合併支援交付金につきましては、繰り越しの場合、交付されないこととなっております関係上、充当しております治山事業の繰り越しにより2,500万円の減額でございます。

統合保育所に充当しております充雷用施設周辺地域振興事業補助金2,000万円の増額は、当初決定よりも余分に交付されることになったものでございます。

県支出総額では2,148万3,000円の減額でございます。

15款財産収入、22ページから23ページの利子及び配当金では各種基金利子141万7,000円を増額いたしました。また、不動産売却収入では、主に町有林間伐材の売却収入109万9,000円を、赤道の不動産売却収入94万7,000円を増額いたしました。

財産収入総額では427万2,000円の増額でございます。

16款寄附金、23ページにつきましては、ふるさと納税寄附金が3件ありましたことから、その寄附金153万9,000円を計上いたしました。

17款繰入金、24ページにつきましては、事業の精算によりまして総額9,299万3,000円を減額いたしました。この結果、財政調整基金繰り入れはしなく済みしました。

なお、病院事業分の繰上償還の財源として、減債基金繰入金1,035万11,000円を計上しております。

19款諸収入、25ページにつきましては、事業の精算によりまして、受託事業収入で緑資源機構造林受託収入501万1,000円を減額いたしました。

また、雑入では粗大金属屑売却収入389万円を減額する一方、e-11a×にかかる地方税一本のシステム導入事業交付金180万円、第10の収益金である市町村振興協会市町村交付金555万4,000円を計上いたしました。

諸収入総額では212万7,000円の減額でございます。

20款町債、27ページから28ページでは、過疎対策事業債3,420万円を減額する一方、地域活性化生活対策臨時交付金事業分の合併特例事業債の増額などにより、総額4,520万円の減額となりました。

以上、ご審議のうえ、承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、自動車重量譲与税、地方道路譲与税、利子割交付金、自動車取得税交付金、特別地方交付税などは、交付額が確定しておりますので、確定後予算の専決をさせていただきますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

続きまして、繰越明許費について説明を申し上げます。6ページをお願いいたします。6ページ、

第2表 繰越明許費の中で、国の2号補正にかかる繰り越しについては、まず私のほうから説明を申し上げます。その後、各担当課長からそれ以外の繰り越しについての説明を申し上げます。

最初に、地域活性化生活対策臨時交付金事業でございますが、2款総務費、1項総務管理費の放送行政無線整備負担金事業1,500万円、4款衛生費、1項保健衛生費の感染症対策事業249万円、8款消防費、1項消防費の防災行政無線戸別受信機整備事業3億3,915万1,000円と、防災行政無線移動系整備事業1,363万5,000円、9款教育費、2項小学校費の小学校施設修繕事業358万1,000円と、小学校施設整備事業4,947万8,000円、9款教育費、3項中学校費の中学校施設修繕事業1101万9,000円と、中学校施設整備事業1,432万2,000円につきましては、地域活性化等に資するきめ細かなソフト整備を進めるため、地域活性化生活対策臨時交付金事業として、国の2号補正として1月に成立しておりましたが、その関連法案がより早くこの3月4日に可決されましたので、この補正予算に計上させていただきました。しかし、年度末を控え、年度内完了が見込めないことから、同時に繰り越しの手続きをとらせていただきました。

またこの国の2号補正に関連いたしまして、家計への生活支援と地域経済の活性化のために実施される2款総務費、1項総務管理費の定額給付金事業1億8,465万3,000円、多子世帯の乳幼児教育期の子育ての負担に配慮する観点から、生活対策として実施される3款民生費、2項児童福祉費の子育て応援特別手当589万1,000円につきましては、地域活性化生活対策臨時交付金事業と同様の理由が繰り越しをお願いいたします。

続きまして、2款総務費、1項、総務管理費の公共工事完成検査支援業務委託につきましては、説明申し上げます。この検査支援業務については、三瀬谷小学校屋内運動場及びびじゅんの検査支援を予定しておりましたが、本体工事の年度内完成が見込めないことから、完成検査支援業務費の繰り越しをお願いするものでございます。

○議長（田西 康雄君）

生活環境課長。

○生活環境課長（野呂 泰道君）

41 款衛生費、11 項保健衛生費の生活排水路整備工事実施設計業務委託事業につきまして、ご説明を用い上げます。

21 年4月から実施いたします浄化槽整備事業の設置箇所と、流末排水処理工事箇所を確認するにあたり、当初想定していた基数より、国道・県道の側溝を利用する件数が多かったことから、関係機関との協議及び資料作成に時間を要するため、繰り越しをお願いするものでございます。

○議長（中西 康雄君）

建設課長。

○建設課長（磯田諄一君）

第5 款農林水産業費、2 項林業費、県営治山付帯工事につきまして、ご説明を用い上げます。本体工事を県が平成20 年度治山事業として岩井町内において施工をしております。町としましては、その工事の流末整備を実施いたしますが、本体工事の流路工が完成をしていないことから、年度内完成が見込めず繰り越しをお願いするものでございます。

○議長（中西 康雄君）

産業課長。

○産業課長（寺添 幸男君）

同日 5 款農林水産業費、2 項の林業費の未整備森林緊急公的整備導入モデル事業につきまして、ご説明を用い上げます。

この件につきましては、事業の追加を県のほうに要望しておりましたが、手続上、事業の着手が

3月下旬となりますこと、事業費751万5,000円の繰り越しをお願いするものでございます。早
るべくお願い申し上げます。

○議長（田西 康雄君）

建設課長。

○建設課長（磯田諱一君）

第7款土木費、2項道路橋梁費につきまして、ご説明申し上げます。まず、町道神瀬南田線道路改良事業は、平成21年度で予定しております踏切新設事業と施工箇所が隣接をしております、現在、この踏切新設事業の協議調整中でございますが、細部の調整が遅れております。

したがって、JＲとの協議の結果を踏まえ、本事業と踏切新設事業との整合性を図る必要がございます。以上の理由なことから、年度内完成が見込めず、未契約繰り越しをお願いするものでございます。

次に、新宮川橋測量調査設計委託事業につきまして、ご説明申し上げます。本委託業務につきましては、平成20年7月31日に委託請負契約を締結し、新宮川橋の架け替えに伴う用地測量、地質調査、橋梁詳細設置委託でございます。架け替え事業となることから、前後の取り付け路線も考慮しなければならず、現在、県が進めております国道422号明豆、御棟間の道路拡幅工事箇所、町道との取り付け部分での高さが変わってくることで、橋梁を含めた縦断計画の決定に不測の日数を要したため、年度内完成が見込めず、繰り越しをお願いするものでございます。

次に、落滝橋耐震補強事業につきまして、ご説明申し上げます。本工事は落橋防止装置（P.C.一
フル連結）で、橋台と橋桁を変位制限装置（緩衝コンクリートカーブ）で、橋台、橋脚と橋桁を
なるものと、橋台の桁かかり幅が不足しているため、沓座拡幅を行う工事でございます。工事着手を
し、緩衝コンクリートカーブ一孔を削孔したところ、橋台、橋脚の主鉄筋にあたり移動変更を余儀なくされ、
変更の構造計算に不測の日数を要したため、年度内完成が見込めず、繰り越しをお願いするもので
ございます。

最後に、大滝橋耐震補強事業につきまして、ご説明申し上げます。本工事は3月補正で組み替えを

させていただきます、未契約繰り越しをお願いするものでございます。平成 20 年度で 1 億 7,000 万円の全体交付決定事業費で、江原橋新春 3 谷橋、滝水橋の耐震工事と、新宮川橋架け替えに向けた測量調査委託、及び神瀬宮の裏線踏切詳細設計、雷気設備設計委託を補助対象事業として実施してきましたが、全体的に安価な事業費で契約ができたため、交付決定事業費が余ることとなりました。県と協議を行ったところ、昨年と同様に全体事業費の残額分を平成 21 年度以降計画予定のうちに、平成 20 年度前倒し配分として、平成 21 年度配分と合わせて発注するよう、指導を受けたこととなります。

以上のようになります。平成 21 年度実施予定であった大滝橋耐震補強工事を前倒し配分として組み替え補正をし、未契約繰り越しをお願いするものでございます。なお、新宮川橋測量調査設計委託事業、落滝橋耐震補強事業、大滝橋耐震補強事業につきましては、地方道路整備交付金事業となっております。

○議長（中西 康雄君）

総務課長。

○総務課長兼財政調整課長（高西 功人君）

8 款消防費、11 項消防費、防災行政無線始神高田継局雷線埋設事業につきましては、繰り越し理由を説明させていただきます。

第 11 回臨時会において、雷線の埋設区間のうち、埋め戻し後の軟弱区間において、土壌改良工を追加する工事の変更をご承認していただきましたが、現地在山頂付近であることから、3 月になってもまだ土壌の凍結が見受けられます。土壌改良に用いるセメント系硬化剤は、凍結すると適正な強度が出ないため、現在、工事を中断させております。このため、工事の年度内完成が見込めない状況でありますので、繰り越しをお願いするものでございます。

○議長（中西 康雄君）

教育課長。

○教育課長（田野 拓治君）

9 款教育費、2 項小学校費の三瀬谷小学校屋内運動場及びびーの改築工事につきまして、ご説明申し上げます。

本工事は、平成 20 年度事業として実施しておりましたが、建物構造が鉄筋コンクリートと木造の併用構造のため、建築確認の審査及び適合性判定の審査に不測の工数をとったため、一部年度内完成が見込めないこととなり、繰り越しをお願いするものでございます。

なお、三瀬谷小学校屋内運動場改築工事の繰り越しに伴い、建築完了検査手数料、工事管理委託料、備品購入費の経費も合わせて繰り越しをお願いするものでございます。繰越明許の説明は以上でございます。よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議案第 55 号の工程

○議長（中西 康雄君）

追加工程第 2 議案第 55 号「平成 20 年度大台町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（尾田 秀樹君）

議案第 55 号 平成 20 年度大台町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理

出のご説明を申し上げます。

今回の補正は本年度の精算見込み及び額の確定等による補正で、予算総額に歳入歳出予算それぞれ 2,042 万 2,000 円を追加し、予算総額を 11 億 3,996 万 6,000 円と定めるものでございます。

まず、歳出ですが、事項別明細書の 10 ページをお願いします。

1 款総務費の一般管理費、電算管理委託料 93 万 1,000 円は、70 歳以上の負担割合の凍結に伴い、受給者証の交付等に伴う電算システム改修の委託料でございます。

2 款保険給付費の療養諸費 1,500 万円、高額療養費の 1,120 万円は、医療費の増及び一般から退職への組み替えによる負担増によるもので、3 款後期高齢者支援金、4 款前期高齢者納付金、5 款老人保健拠出金、6 款介護納付金、7 款労働事業処理拠出金は、額の確定によるものでございます。

8 款保健事業費の 385 万円の減額は、特定健診等の受診を対象者の 33%、810 人程度を予定しておりましたが、550 人ほどの受診で 22%の受診率による減額でございます。

また、諸支出金で保険税の還付金 30 万円を計上いたしました。

次に、歳入ですが、事項別明細書 6 ページをお願いします。

3 款国庫支出金の国庫負担金 1,460 万 3,000 円の減額は、額の確定によるもので、国庫補助金 82 万 9,000 円はシステム改修等における補助金でございます。

4 款療養給付費交付金 1,313 万 3,000 円の増、5 款前期高齢者交付金 3,105 万 5,000 円の増、6 款共同事業交付金 1,050 万 7,000 円の減、7 款県支出金 1111 万円の減は、いずれも精算見込み及び額の確定によるものでございます。

また、11 款諸収入は、延滞金で 125 万 3,000 円、第三者納付金 2 名分で、20 万 3,000 円等の増で、以上の補正をお願いするものでございます。よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

議案第 56 号の工程

○議長（田西 康雄君）

追加工程第 3 議案第 56 号 平成 20 年度大台町簡易

水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活環境室長。

○生活環境室長（野呂 泰道君）

議案第56号 平成20年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、歳出の主なものにつきまして説明申し上げます。

8ページ、11款総務費の一般管理費では、職員の給料、職員手当、共済費合わせて711万8,000円を減額いたしました。

2款簡易水道費の簡易水道維持費では、電気使用料及び電気料金単価の値上げにより、光熱水費に不足が生じたので127万円の増額と、水道施設配管の漏水修繕が多かったことにより、小規模水道施設修繕費に不足を生じたので、1130万円を増額いたしました。

修繕費につきましては、水道施設機械設備の修繕が少なかつたため、1130万円を減額し、その他委託料、11申請費、原材料費では、事業の精査及び入札差金により、88万2,000円を減額し、総額では88万8,000円の増額でございます。

2目新設改良費では、賃金及び旅費が不要となつたため、3万9,000円を減額いたしました。

委託料では、各事業の精査及び入札差金により、63万3,000円の減額でございます。

11申請費では、県道相鹿瀬大台線拡幅工事に関連して、配水管布設替え工事を計上いたしました。布設替えに至らなかつたため、170万円を減額するとともに、東部簡易水道整備事業工事及び大谷る過池及び菅谷る過池、砂取り替え工事の精査及び入札差金により、108万5,000円を減額し、合わせて345万7,000円の減額でございます。

3款公債費の利子では、起債借入の利子確定に伴い48万9,000円を減額いたしました。

次に、それぞれの主な補正財源について説明申し上げます。

11款使用料及び手数料では、滞納整理により過年度水道使用料147万円を増額いたしました。

3款財産収入では、簡易水道事業基金利子8,000円を増額いたしました。

41款繰入金では、事業精査に伴い一般会計繰入金550万5,000円を減額いたしました。

6款諸収入納付金では、新規加入が多かつたことにより、170万1,000円を増額いたしました。

7 款町債では、各事業の精査及び入札差金により、簡易水道事業債と過疎対策事業債、それぞれ 70 万円を減額いたしました。

以上 歳入歳出それぞれ 372 万 3,000 円減額し、予算総額 3 億 9,999 万 3,000 円とさせていただきます。補正予算でございますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議案第 57 号の工程

○議長（中西 康雄君）

追加工程第 4 議案第 57 号 平成 20 年度大台町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）1 を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（鈴木 恒君）

議案第 57 号 平成 20 年度大台町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

主な補正内容につきましては、事業収入として見込んでおりました、貸付金の償還が予定通り行なわれな見込みとなったことと、基金廃止によるものでございます。

まず、歳出のほうから事項別明細書、7 ページをお開きいただきましたと思っております。1 款総務費の一般管理費では、需用費など 3 万 3,000 円を減額し、2 款公債費につきましては、財源更正を行ったものです。

3 款予備費につきましては、1 万 2,000 円の減額をいたしました。

続きまして、歳入の 5 ページでは、1 款事業収入の元金で現年度分 108 万 4,000 円及び過年度分 37 万円を減額いたしました。利子では現年度分 10 万 1,000 円を減額するとともに、過年度分 7 万 2,000

円を減額いたしました。

現年度分利子の増額につきましては、平成 20 年度当初予算編成時点におきまして、前年度収納率を勘案し、元金と利子分を割り振っておりますが、償還実績に基づきものでございます。

3 款繰入金では、1 項一般会計繰入金 179 万 5,000 円を、2 項では、基金廃止に伴い住宅新築資金等貸付事業基金繰入金 2,000 円を増額いたしました。

歳入歳出それぞれ 4 万 8,000 円を減額し、予算総額 617 万 7,000 円とするものでございます。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

すみません。さきほど現年度分利子の増額と言いましたが、減額というところでありますので、よろしくお願いをいたします。

議案第 58 号の工程

○議長（中西 康雄君）

追加工程第 5 議案第 58 号 平成 20 年度大台町老人保健事業特別会計補正予算（第 2 号）1 を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（尾田 秀樹君）

議案第 58 号 平成 20 年度大台町老人保健事業特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由の説明を申し上げます。

老人保健事業につきましては、平成 20 年度から廃止をされましたが、平成 20 年 3 月診療分及び未診察分の支払いについて、当初予算で約 11.5 ヶ月分の給付を見込み予算計上をいたしました。所分の支払いが完了しつつある中、今年度中の支払いも少額であると思われ、また支払基金、国庫支出金

等も予算に見合ひ歳入が見込めないため、歳入歳出それぞれ 8,268 万 3,000 円を減額して、予算総額を 1 億 9,777 万 2,000 円と定めるものでございます。

よろしく審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

議案第 59 号の工程

○議長（田西 康雄君）

追加工程第 6 議案第 59 号「平成 20 年度大台町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（鈴木 恒君）

議案第 59 号 平成 20 年度大台町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、5 ページ、1 款保険料につきましては、本算定等精査によります 238 万 3,000 円の減額をし、2 款国庫支出金の 2 項国庫補助金で介護保険システム改修補助金として 33 万 7,000 円、介護従事者処遇改善臨時特例交付金として、720 万 7,000 円をそれぞれ増額いたしました。

3 ページ、5 款財産収入として 22 万 5,000 円を増額し、7 款繰入金の一般会計繰入金で、事務費繰入金など合わせて 248 万 4,000 円を減額。

9 款諸収入につきましては、松阪認定審査会精算金として、112 万 11,000 円の増額をいたしました。

続きまして、歳出でございますが、7 ページの 1 款総務費では、システム改修事業補助金の見込みによります 33 万 7,000 円の財源更正を行い、2 款保険給付費につきましては、見込みによります精査

を行ひ、11項介護サービス等諸費では、居宅介護サービス給付費など、合わせて1190万円を増額し、8条一2の2項、介護予防サービス費では、介護予防サービス給付費などを合わせて1140万円、5項特定入所者介護サービス等費で、50万円をそれぞれ減額をいたしました。

9条一2、3款地域支援事業費では、11項介護予防事業費の介護予防特定高齢者施策事業費及び介護予防一般高齢者施策事業費、合わせて1122万8,000円を減額、また10条一2の2項包括的支援等諸費の任意事業費で50万円の減額。

5款基金積立金では、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金など、合わせて743万4,000円を増額いたしました。

また、8款予備費につきましては、238万8,000円を減額いたしました。

歳入歳出それぞれ332万円を追加し、予算の総額を10億8,669万1,000円とするものであります。

以上を審議いただき、承認賜りますようお願いをいたします。

議案第60号の工程

○議長（田西 康雄君）

追加工程第7 議案第60号「平成20年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（野呂 泰道君）

議案第60号 平成20年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、歳出から主なものにつきまして説明を申し上げます。

1ページ、11款総務費の浄化槽整備事業一般管理費では、浄化槽設置基数増に伴い、浄化槽市町村整備推進事業減債基金 9,000 円を増額させていただき、消費税納付金は精査に伴い 123 万円減額いたしました。差し引き 122 万 1,000 円の減額でございます。

2目下水道整備事業一般管理費では、各施設の内容精査により 120 万 1,000 円の減額でございます。

3款維持費の下水道整備事業維持費の需用費では、処理場の光熱水費、薬品費精査に伴い、合わせて 90 万 8,000 円を減額いたしました。役務費では通信運搬費などの精査に伴い、合わせて 111 万 2,000 円を減額し、委託料では汚泥処分を当初 39 回計画しておりましたが、27 回で済みましたことなどの理由により、汚泥運搬委託料及び汚泥処分委託料など、合わせて 420 万 9,000 円を減額いたしました。

4款公債費の利子では、起債借り入れの利子確定に伴い 11 万 4,000 円を減額いたしました。

次に、これらの主な補正財源につきまして説明を申し上げます。

11款使用料及び手数料の浄化槽整備事業使用料で、浄化槽の設置を上半期に 11 基分計画しておりましたが、ほとんどの設置が下半期になったことにより、使用料 10 万 1,000 円の減額をする一方、寄付採納浄化槽使用料で 3 基分の寄付採納があったため 15 万 8,000 円を追加し、差し引き 5 万 7,000 円の増額でございます。

下水道整備事業使用料では、下水道使用料の精査に伴い、6 万 4,000 円を増額する一方、寄付採納浄化槽使用料の精査に伴い、3 万円を追加し、差し引き 3 万 4,000 円の増額でございます。失礼いたしました。使用料の精査に伴い 3 万円を減額し、差し引き 3 万 4,000 円の増額でございます。

過年度使用料では、両事業分合わせて 29 万 4,000 円の増額でございます。

また、手数料で指定工事店の登録が少なかったため、3 万 5,000 円を減額いたしました。

4款財産収入では、浄化槽整備推進事業減債基金利子に 9,000 円と、公共下水道整備基金利子 11 万 2,000 円を合わせて、2 万 1,000 円を増額いたしました。

5款繰入金では、一般会計繰入金 711 万 3,000 円を減額いたしました。

以上、歳入歳出それぞれ 374 万 5,000 円を減額し予算総額 2 億 2,363 万 3,000 円とさせていただき補正予算でございますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りましますようお願い申し上げます。

○議長（田西 康雄君）

追加工程第 3 議案第 311 号「平成 20 年度大台町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（尾田 秀樹君）

議案第 311 号「平成 20 年度大台町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）」について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正は、広域連合の補正予算に伴うものが主なもので、歳入歳出それぞれ 1,531 万 8,000 円を減額して、予算総額を 2 億 2,837 万 11,000 円とするものでございます。

まず、歳出ですが、事項別明細書 3 ページをお願いいたします。総務費の一般管理費で 9 万 8,000 円の増、また財源内訳におきまして 12 月補正で、雷算システム等の改修を一般会計の繰り入れをお願いをしておりましたが、補助金の内示がありましたので、組立替えをいたしました。

なお、一般管理費 580 万 4,000 円のうち 353 万 9,000 円は、平成 21 年度の保険料等本算定に向けでの雷算等システム改修にかかる経費で、本年度中の事業完了が見込めないため、予算の繰り越しの承認をいただき、第 2 表のとおり繰越明許費に上げさせていただきましたので、よろしくをお願いいたします。

2 款後期高齢者医療広域連合費 1,541 万 8,000 円の減額は、保険料につきましては政府による均等割、所得割等に対する追加軽減対策により、保険料が軽減されたことによるもので、他の納付金は精算見込みに係る減額でございます。

次に、歳入ですが、事項別明細書の 6 ページをお願いいたします。

1 款の保険料 1,372 万 2,000 円の減額は、さきに説明しました政府による保険料の追加軽減対策によるもので、3 款繰入金 550 万 4,000 円の減額は、広域連合の精算見込み、また事務費繰入金は補助金による戻し入れでございます。

4 款諸収入、5 款国庫補助金は雷算システム改修に伴う補助金でございます。

以上、よろしく審議いただき、承認賜りますようお願いいたします。

議案第 62 号の日程

○議長（田西 康雄君）

追加日程第 9 議案第 62 号「平成 20 年度大台町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 11 号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（尾田 薫君）

議案第 62 号「平成 20 年度大台町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 11 号）」の提案理由の説明を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出では、町の集計改革プランに基づき、勧奨退職制度に応募いたしました看護師 11 名が、平成 21 年 3 月 31 日付で退職いたしますことから、退職手当特別負担金が必要となり、その経費 747 万 3,000 円を増額するものでございます。

この経費は、病院の医療に伴い発生した経費でないため、一般会計より 747 万 3,000 円を退職手当特別負担金補助金という形でお願ひするものでございます。

また、資本的収入及び支出では、新改築工事費では病院案内看板の設置工事、機械備品購入費では、医療機器の充実を図り、医療水準の向上を目指してデジタルレントゲン記録計、汎用超音波診断装置等の医療機器購入、車両購入費ではより快適な送迎車の購入を計画させていただきましたが、購入にあたり当初予定しておりました購入価格より安価で購入することができましたので、建設改良費の 561 万 7,000 円の減額と、その財源である企業債の借入額 580 万円の減額をお願ひするものでございます。

審議のうえ、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中西 康雄君）

暫時休憩いたします。

（午前 11 時 44 分）

（休憩中に追加議案を配布する）

○議長（中西 康雄君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前 11 時 45 分）

日程の追加について

○議長（中西 康雄君）

お諮りいたします。

ただいま配布いたしました議案書のとおり、前川怜議員から発議第 11 号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 11 とし、直ちに議題としたいと思っております。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長【中西 康雄君】

異議なしと認めます。

したがって、発議第Ⅱ号を日程に追加し、追加日程第Ⅱとして、直ちに議題とすることを決定しました。

発議第Ⅱ号の日程へ採決

○議長【中西 康雄君】

追加日程第Ⅱ 発議第Ⅱ号「自主的な共済制度を新保険業法の適用除外とすることを求める意見書(案)」を議題とします。

本案について、事務局長に朗読させます。

事務局長。

議会事務局長【中田久壽陽君】朗読

○議長【中西 康雄君】

発議第Ⅱ号は、会議規則第39条の規定により、趣旨説明を省略したものとしたいと思います。

異議ありありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ声あり】

○議長【中西 康雄君】

異議なしと認めます。

したがって、発議第Ⅱ号は、趣旨説明を省略することを決定しました。

休会いたします。

○議長（田西 康雄君）

お諮りします。

議事の都合、議案調査のため、3月18日を休会したいと思います。

異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（田西 康雄君）

異議なしと認めます。

したがって、3月18日を休会することに決定しました。

散会の宣言

○議長（田西 康雄君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

次回は、3月19日、木曜日、午前9時より再開をいたします。

皆さん、お疲れ様でございました。

なお、明日は各小学校の卒業式がございますので、各学区の学校へ出席いただきをお願いいたします。

（午前 11 時 50 分）